

物流拠点機能強化支援事業費補助金実施要領

令和5年12月5日 国自貨第692号

この実施要領は、物流拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱（令和5年12月5日付国自貨第692号。以下「交付要綱」という。）に定める物流拠点機能強化支援事業費補助金の交付等物流拠点機能強化支援事業（以下、「本事業」という。）の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 用語

この実施要領において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

2. 申請要件

（1）補助対象事業者

補助対象事業者は、施設基準※のオ以外を満たしている物資輸送拠点施設において、非常用電源設備の導入を行う事業を実施する倉庫事業者等とする。

※「大規模地震・津波災害応急対策対処方針（平成29年12月21日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月23日最終改定）」6（9）2）①）

- （ア）新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）
- （イ）屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む。）
- （ウ）フォークリフトを利用できるような床の強度が十分であること
- （エ）12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
- （オ）非常用電源が備えられていること
- （カ）原則として津波浸水地域外にある施設であること
- （キ）避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと

（2）補助対象経費

補助対象経費は、非常用電源設備（発電設備又は蓄電池）の導入に係る費用（当該設備の設置及び使用開始に必要な設計・工事等に係る費用を含む。）とする。ただし、非常用電源設備（発電設備）の燃料の経費については補助の対象外とする。

（3）補助対象設備の要件

補助対象設備は、外部からの電源供給が途絶えた状況にあつて、3日間以

上該当物 流施設への緊急支援物資の搬入、搬出、保管、仕分け等の作業を滞りなく実施することができるだけの電源を確保できるものでなければならない。ただし、燃料を別途施設内に保管し、常に発電機への補充を行うことができる状況にある場合などはこの限りではない。

3. 補助金の額

補助対象経費に補助率 1/2 を乗じて得た額以内とする。ただし、500 万円を上限とする。

なお、補助金予定額が予算額を上回った場合は、予算の範囲内で交付できるよう調整を行うことがある。

また、補助金の額の確定については、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。

- (ア) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額
- (イ) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は当該変更後の額）

4. 審査項目

国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、以下の評価項目に基づき、交付要綱第 2 条の目的に照らして本事業を実施する者を選定し、選定された事業者に対し、交付要綱第 4 条で定める補助対象事業者として認定した旨を通知するものとする。

(1) 評価項目

- (ア) 申請書類に瑕疵がなく、添付書類に漏れがないこと
- (イ) 事業の内容が、交付要綱を満たすもの
- (ウ) 事業の全体計画が適切であること
- (エ) 経費は、類似事業における同程度の規模、性能を有すると認められるものの設備費、工事費の標準価格等を参考として算定してあること

(2) 優先採択

交付要綱第 2 条の目的を達成するため、各地域における非常用電源設備の導入状況を踏まえて、導入が進んでいない地域（関東運輸局・北陸信越運輸局・近畿運輸局・中国運輸局・四国運輸局・沖縄総合事務局の管轄地域）について優先的に採択を実施する。

【留意事項】

提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはならない。

5. 補助金の交付申請等

(1) 申請書の提出

本事業の補助金を申請する者は、別に定める期限までに、交付要綱第 1 号様式及び第 1 号様式別紙並びに第 1 号様式に記されている添付資料を添えて

地方運輸局長等に提出するものとする。

- (ア) 申請者の概要
- ・「従業員数」については、いわゆる正社員のほかアルバイト、派遣職員もカウント
 - ・「担当者連絡先」については、電話番号及びメールアドレスを記載
- (イ) 補助により設備整備を行う施設の概要
- ・「施設の用途」については、「一類倉庫」、「航空上屋」、「トラックターミナル」などと記入
- (ウ) 補助金申請額の内訳
- ・「補助対象」については、「非常用電源設備(発電設備)」若しくは「非常用電源設備(蓄電池)」と記入
 - ・「補助対象経費額(円)」については、見積書を参照して記入
 - ・「補助対象金額(円)」については、上記「補助対象経費額(円)」の1/2(端数切り捨て)の金額を記入
- (エ) 添付書類
- A) 補助により整備される施設の構造等が分かる書類
- 配置図・立面図・平面図・断面図(矩計図)
 - ・ 電気設備図
 - ・ A版で作成されていること
 - ・ 施設の構造が明示されていること
 - ・ 縮尺・寸法が明示されていること
 - ・ 補助対象範囲が明示されていること
 - ・ 配線が明示されていること
 - ・ 使用する負荷が明示されていること
- B) 補助により整備する設備の仕様等が分かる書類
- 設備仕様書(カタログ写し可)
 - 容量計算の根拠
- C) 補助対象経費の算出の根拠となる書類
- 見積書
 - ・ 上記 A) の図面に明示された補助対象範囲と相違ないように注意(特に、設備費の積算に注意)
 - ・ 項目は、設備費、工事費、消費税の3つにまとめる
 - ・ 設備及びその付属品は設備費の中に記入し、その他の工事材料(配管、電線など)については工事費の中に記入
 - ・ 施工業者で発生する諸経費は設備費、工事費の内数とする
- D) その他補助金の交付に関して参考となる書類
- 設備運用説明書(上記 b.「容量計算の根拠」で示されていれば省略可)
- (オ) 申請書の提出先

- ・補助により設備整備を行う施設が位置する区域を管轄する地方運輸局長等

(2) 交付決定の通知

所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認められた場合には、予算の範囲内において交付決定を行い、速やかに補助対象事業者へ通知する。

(3) 交付決定通知後から交付金の支払い

補助対象事業者は、補助金交付決定の内容等の通知が届き次第、速やかに施工業者へ入札・契約・発注を行い、工事を実施するものとする。

(ア) 補助対象事業の計画変更

契約・発注・工事の段階で補助対象設備の内容、補助対象経費の配分等交付申請書に記載した内容について変更が生じた場合は、交付要綱第2号様式を作成し地方運輸局長等に提出するものとする。ただし、補助目的を達成するために必要な事業計画の細部の変更をする場合（軽微な変更）については、地方運輸局等の窓口にご相談すること。

【主な軽微な変更の内容】

- A) 入札の結果、工事内容に変更が無く補助対象経費のみ変更となった
- B) 対象施設内で、非常用電源設備等の設置場所が変わった
- C) 既設の配管や電線等が使用できることとなったため補助対象経費が変更となった 等

(イ) 補助対象事業の完了実績報告

補助対象設備の設置が完了し、施工業者への支払いが完了した際は、速やかに交付要綱第6号様式を作成し地方運輸局長等に提出するものとする。なお、提出期限は交付要綱第15条で定める期限までとする。

【添付書類】

- A) 補助対象経費の実績額を明らかにした書類
 - ・契約先からの請求書の写し
- B) 補助対象経費の支払いを証明する書類
 - ・契約先からの領収書の写し
- C) その他参考となる書類
 - ・納品書または工事完了届け
 - ・工事後の設備や設置位置等がわかる写真 等

(ウ) 補助金の額の確定

提出のあった交付要綱第6号様式の内容を審査の上、補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額又は補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は当該変更後の額）のいずれか少ない金額において交付すべき補助金額を確定し、交付要綱16条の規定に基づきその旨を通知するものとする。

(エ) 補助金の請求

確定した補助金について、交付要綱第8号様式を作成し地方運輸局長等に提出するものとする。

(才) 補助金の交付

交付要綱第8号様式に基づき、指定の口座に振り込むものとする。

6. 補助対象設備の管理

補助対象事業者は補助金が交付され次第補助対象設備について、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図らなければならない。また、補助対象事業者は、取得財産等について、交付要綱第9号様式による取得財産等管理台帳を整備しなければならない。

7. 情報の取扱い

補助対象となった物資輸送拠点施設の施設情報については、本省及び地方運輸局等内の資料作成等に使用する場合がある。